二ヶ領せせらぎ館会議室を利用される方へのお願い

＜二ヶ領せせらぎ館＞

国土交通省京浜河川事務所が管理する河川管理施設の一部を、多摩川エコミュージアムプランの運営拠点・情報発信センターとして、川崎市が借り受けている施設です。

２階会議室の利用は、多摩川エコミュージアムプラン及び川崎市新多摩川プランを推進する活動を行う団体・個人の方に貸し出しをしています。

＜会議室の利用方法＞

利用団体登録申請
新規・更新は（様式１）
変更は（様式２）

会議室の利用を希望される団体・個人の方は、直接または郵送で川崎市建設緑政局みどり・多摩川事業推進課（〒210-8577 川崎区宮本町１番地）に「利用団体登録申請書」を提出してください（新規・更新・変更いずれも同様。更新については有効期限の２ヶ月前から手続きが可能）。

→申請書は市ホームページからダウンロードできます（「二ヶ領せせらぎ館」で検索）。二ヶ領せせらぎ館１階受付にも用意しています。

↓

利用団体登録証
新規・更新は（様式３）
変更は（様式４）

多摩川エコミュージアムプラン及び川崎市新多摩川プランを推進する活動を行う団体と認められる場合は、「利用団体登録証」を発行します（有効期限に御注意ください。）。

↓

利用申込書の提出
（様式５）

利用希望日の２ヶ月前の同日から（同日がない場合や閉館日の場合はその翌開館日から）二ヶ領せせらぎ館１階受付にて受付可能です。「利用申込書」を提出した後、「利用申込書（控）」を受け取ってください。なお、災害発生時等緊急時には使用不可となる場合もありますので予め御了承ください。

→申込書は、二ヶ領せせらぎ館１階受付に用意しています。

↓

会議室の利用
（様式６）

利用の際は、「利用申込書（控）」を二ヶ領せせらぎ館１階受付に提示し、「利用報告書」を受け取ってから利用してください。また、利用が終了したら、１階受付まで連絡の上、必ず「利用報告書」を提出してください。

→利用をキャンセルする場合は、必ず事前に連絡してください。

＜利用要領＞

1 会議室内は、禁煙です。
2 会議終了後、室内の整頓、清掃を行い、机などは所定の位置に戻してください。
3 会議室の利用は、通年 15 時 50 分までに終了してください。

皆が気持ちよく利用ができるよう、御理解と御協力をお願いいたします。

二ヶ領せせらぎ館
Tel:044－900－8386